

## 事業者と市関係課との協議（平成 30 年 6 月 26 日開催）

⇒ 市長、両副市長、全関係課へ情報提供済み

### 【事業者説明】

- (1) 合同会社霧島ソーラーファームが F I T 法の I D 認定を 80MW で取得している霧島大窪・田口において、オーナーである正信ソーラーホールディングスからシフトエナジー・ジャパン(株)に事業実施の持ちかけがあった。ソフトバンクのグループ子会社であるフォートレス・インベストメント・グループジャパン合同会社と事業を支援して進めたい。
- (2) 開発区域内は土地購入及び借地等により 99.9%程度の権利が取得できている。
- (3) 敷地面積 137ha において、開発面積 72.4ha、切土 226 万 m<sup>3</sup> 盛土 211 万 m<sup>3</sup>であり、できるだけ場内処理を行う。
- (4) 環境アセスメントの対象案件となる（県環境影響評価条例では、40ha 以上の太陽光施設も対象）。環境アセスは約 3 年間、林地開発は 2022 年 4 月ごろの許可を見込んでいる。
- (5) 地元住民への説明は、環境アセスの方法書、準備書を縦覧する時期に、公の説明を行いたい。半年程度で土地の形状、調整池位置のための測量等を行い、地域代表等へは先に説明する。
- (6) 事業用地から霧島変電所まで、約 9km の自営線を設置する。
- (7) 事業をやらないという選択肢はある。しかし、いったん巨額の金が動き、経済活動が動き出すと戻りにくい。すでに正信ソーラーが土地を所有し、長期にわたってキャッシュフローを産む存在であり、弊社が手を引いても次の実施希望者が出てくる。この建設計画がなくなることはあり得ない。霧島市が反対を表明するならば、素直に受け止めるが、ソフトバンクグループのような企業体でやったほうが、市にとっても市民にとっても良いと考える。1割以上の住民が反対した場合、手を引くことは構わない。

### 【市意見】

- (1) 過去に住民の反対が起きている場所でもあるが、霧島神宮に向う主要道路（県道 60 号線）から眺望できる場所であり、観光立市である霧島として非常に懸念が大きい。県道に関わらず、公共敷地や眺望のいい高台、神宮などから見えないような配慮を必要とする。
- (2) 国の事業計画策定ガイドラインでは企画立案の段階から理解を得る努力をすることになっている。過去に不同意書が出されたことに関わらず、丁寧な説明が必要である。
- (3) 以前は、再生可能エネルギー 100%を目指して積極推進を掲げていたが、住民の理解が得られ、防災上問題がないものでないと市は推進しないというスタンスである。
- (4) 早い段階で市関係部課長への説明をお願いしたい。最終的には、副市長をトップとした霧島市再生可能エネルギー情報共有会議での説明をお願いする。